

## 様式（第2条関係）

## 花巻商工会議所会員入会申込書

事業所コード

花巻商工会議所の趣旨に賛同し、下記の通り入会を申し込みます。

令和 年 月 日

|              |           |     |  |     |  |
|--------------|-----------|-----|--|-----|--|
| URL          | http://   |     |  |     |  |
| e-mail       |           |     |  |     |  |
| 所在地          | 〒□□□-□□□□ | TEL |  | FAX |  |
| ふりがな         | 印         |     |  |     |  |
| 事業所名         |           |     |  |     |  |
| 役職名          |           |     |  |     |  |
| ふりがな         |           |     |  |     |  |
| 代表者名<br>(当地) |           |     |  |     |  |
| 業種及び<br>営業内容 |           |     |  |     |  |

|            |                                       |         |         |          |           |                  |
|------------|---------------------------------------|---------|---------|----------|-----------|------------------|
| 創業         | 個人創業                                  | 大・昭・平・令 | 法人設立    | 大・昭・平・令  | ※当地開設     | 大・昭・平・令          |
|            | 年 月                                   | 年 月     |         |          |           |                  |
| 資本金        | 個人事業者は記入不要                            |         | 年 商     | 万円       | 決算月       | 個人事業者は 12 月      |
| ※<br>本社所在地 | ※当地以外に本社が所在する場合、本欄及び上欄の当地開設年月にも御記入下さい |         |         |          |           |                  |
| 所属部会       | 1. 商 業                                |         | 3. 観光交通 | 5. 理財・福祉 |           |                  |
|            | 2. 工 業                                |         | 4. 食 品  | 6. サービス業 |           |                  |
| 会費         | 口数                                    | 口       | 会費年額    | 円        | 特商<br>負担金 | 有 (1,200 円)<br>無 |
| 特記事項       |                                       |         |         |          |           |                  |

ご記入頂きました事項は、商取引の照会・斡旋等の商工会議所が行う事業の実施・運営や各種連絡・情報提供のために利用するほか、商工名鑑・会員名簿サービスによる頒布、全国の商工会議所が実施するインターネット事業所検索サービスにて公開させて頂くことがあります。公開を希望されない方は本所までお申し出下さい。

また、本所管内に所在し資本金 300 万以上または従業員数 20 人以上（商業・サービス業にあっては 5 人以上）のいずれかに該当する事業者の方には、商工会議所法に基づく特定商工業者負担金（年額 1,200 円）を会費と共に納め頂きます。

承認 令和 年 月 日

| 専務理事 | 事務局長 | 課長 |
|------|------|----|
|      |      |    |

|           |            |
|-----------|------------|
| 受付担当者名    | 花・大<br>石・東 |
| TO A S 入力 | 年 月 日 (印)  |

## 花巻商工会議所の会費について

◇会費は1口1,000円です。

◇ご加入できる口数に上限はありませんが、最低口数として、法人は10口以上、個人事業の方には6口以上での加入をお願いしております。下記の「会費算定基準表」を目安により会費額をご検討ください。

◇会費は年会費となります。1年1度のお支払となります。

◇会費のお支払方法は、加入初年度については、申込み時に現金または納付書払いになります。次年度からは以下の方法となります。

○納付書払い（6月；納付書を送付いたします。銀行・郵便局の窓口にてお支払下さい）

○口座振替（6月又は12月；指定口座からの引き落としとなります）

\*引き落とし金融機関；岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、花巻信用金庫

\*口座振替を希望しない場合は、自動的に納付書支払いとなります。

### 【会費算定基準表】

| 従業員規模別基準（A）              | 資本金規模別基準（B） | 企業規模算定会費の算出方法  |
|--------------------------|-------------|--|
| 5人未満                     | 6口以上        | <b>【本店・本社】</b><br>100万円未満 4口以上<br>100万円以上 6口以上<br>500万円以上 8口以上<br>1,000万円以上 10口以上<br>2,000万円以上 15口以上<br>3,000万円以上 20口以上<br>5,000万円以上 25口以上<br>1億円以上 30口以上<br>5億円以上 40口以上<br>以後、1億円増すごとに10口加算 |
| 5人以上                     | 7口以上        | <b>【法人会費】</b><br>(A)による口数 + (B)による口数<br>最低；10口   |
| 20人以上                    | 10口以上       |  |
| 50人以上                    | 15口以上       |  |
| 100人以上                   | 20口以上       |  |
| 300人以上                   | 30口以上       |  |
| 500人以上                   | 40口以上       |  |
| 1,000人以上                 | 50口以上       |  |
| 以後、200人増すごとに10口加算        |             | <b>【個人会費】</b><br>(A)による口数<br>最低；6口   |
| <b>※(A)は家族従業員を含みません。</b> |             |  |
| <b>※(B)は法人のみを対象とします。</b> |             |  |
| <b>【支店・出張所・工場】</b>       |             | <b>&lt;算出例&gt;</b><br>例1) 法人事業所<br>・従業員20人、資本金1,000万円<br>(A)10口 + (B)10口 = 20口以上   |
|                          |             | 例2) 個人事業所<br>・従業員1名<br>(A)6口 + (B)不要 = 6口以上  |
|                          |             |  |

☆ご不明な点がございましたら、お気軽に下記までお問合せください。

|        |           |                  |
|--------|-----------|------------------|
| お問合わせ先 | 花巻商工会議所本所 | TEL 0198-23-3381 |
|        | 大迫支所      | TEL 0198-48-3230 |
|        | 石鳥谷支所     | TEL 0198-45-4488 |
|        | 東和支所      | TEL 0198-42-3155 |

【参考】部会所属業種一覧表

| 部会名   | 所 属 業 種  |
|-------|--|
| 商 業   | 農業・花卉園芸、建築材料卸売業、金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他買回り品・最寄り品卸売業(飲食卸し除く)、その他の卸売業、機械器具小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、家具・その他の小売業、燃料小売業、建築資材小売業、飲食料品小売業、自動車小売業・同関連小売業   |
| 工 業   | 総合工事業、職別工事業、設備工事業、自動車整備業、機械等修理、織維工業、衣料・その他の織維製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛革製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、その他製造業、電気業、ガス業 |
| 觀光交通  | 鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業及び取扱い業、航空運輸業、倉庫業、一般飲食店、遊興飲食店、宿泊業、旅行業  |
| 食 品   | 飲食料品製造業、飲食料品卸売業  |
| 理財・福祉 | 銀行業、組合金融業、郵便貯金取扱機関、貸金業、保険業、不動産取引業、不動産賃貸業・不動産管理業、医療業、保健衛生、社会福祉・介護事業、学校教育、その他の教育、学習支援業、公証人役場、司法書士、税理士、社会保険労務士、行政書士、建築設計、政治・経済・文化団体、宗教、協同組合   |
| サービス業 | 通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付属サービス業、映像・音声・文字情報制作業、洗濯・理容・美容・浴場業、衣類修理、冠婚葬祭業、娯楽業(施設提供含)、廃棄物処理業、広告業、物品賃貸業、その他の事業サービス業(警備、看板製作、労働者派遣業)   |